

**彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果**  
(大気質、化学物質、防災調節池・雨水の水質及び悪臭)

県では、彩の国資源循環工場運営協定に基づいて、下記<彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査一覧>のとおり周辺環境の調査を行っています。

- 1 このたび、彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査のうち、平成27年度第2回大気質、化学物質、第2回防災調節池の水質、第2回雨水の水質及び第2回悪臭の調査結果がまとめました。今回の測定では、運営協定書に定める基準や環境基準又は排出基準を上回ったものはありませんでした。その概要は以下のとおりです。
- 2 なお、環境基準とは「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、行政上の目標とすべきとされています。公害発生源を直接規制するための排出基準などの規制基準とは異なります。

<彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査一覧>

資源循環工場周辺の大気質（7地点、年4回）  
雨水水質（2地点、年4回） 生活排水水質（1地点、年1回）  
防災調節池水質（1地点、年4回） 化学物質（7地点、年1回）  
騒音・振動（4地点、年1回） 悪臭（4地点、年2回）

**□ 大気質（第2回）の調査概要**

- 1 測定場所
  - (1) オリエンタル火工㈱所有地前 (2) 蔵田地区内 (3) 天神社内
  - (4) 深田地区内 (5) 埼玉県小川げんきプラザ内
  - (6) 五之坪集落農業センター (7) 平倉住宅脇
- 2 測定項目 二酸化硫黄・一酸化炭素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及びダライキシ類
- 3 測定日 平成27年7月15日から21日まで
- 4 測定方法 環境基本法に定める方法
- 5 測定項目及び測定値 別表1のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準や環境基準を下回っています。

**□ 化学物質の調査概要**

- 1 測定場所
  - (1) オリエンタル火工㈱所有地前 (2) 蔵田地区内 (3) 天神社内
  - (4) 深田地区内 (5) 埼玉県小川げんきプラザ内
  - (6) 五之坪集落農業センター (7) 平倉住宅脇
- 2 測定項目 ホルムアルデヒド、シン類、水銀、イソシアネート類、アクリロニトリル、アスベスト
- 3 測定日 平成27年7月16日から17日まで
- 4 測定方法 大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく方法
- 5 測定項目及び測定値 別表2のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準や環境基準を下回っています。

**□ 防災調節池の水質（第2回）の調査概要**

- 1 採水場所 防災調節池（中央付近）
- 2 採水日 平成27年8月27日
- 3 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 4 測定項目及び測定値 別表3のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 5 採水時の天候 晴れ

**□ 防災調節池に流入する雨水の水質（第2回）の調査概要**

- 1 採水場所 防災調節池に放流する雨水管
- 2 採水日 平成27年7月8日
- 3 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 4 測定項目及び測定値 別表4のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 5 採水時の天候等 雨

**□ 13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水の水質（第1回）の調査概要**

- 1 採水場所 13号埋立地南側防災調節池に放流する雨水管
- 2 採水日 平成27年7月8日
- 3 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 4 測定項目及び測定値 別表5のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 5 採水時の天候等 雨

**□ 悪臭（第2回）の調査概要**

- 1 測定場所
  - (1) オリエンタル火工㈱所有地前 (2) 蔵田地区内
  - (3) 深田地区内 (4) 五之坪集落農業センター
- 2 測定日 平成27年8月27日
- 3 測定方法 悪臭防止法に定める方法
- 4 測定項目及び測定値 別表6のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準や環境基準を下回っています。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

別表 1

## 大気質

## 測定実施期間

第1回 平成27年5月21日(木)～28日(木)

第2回 平成27年7月15日(水)～21日(火)

第3回

第4回

## No.1 オリエンタル火工(株)所有地前

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.002	0.003			運営協定基準(0.1)以内であった。	0.003	0.002			運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.2			運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.006	0.006			運営協定基準(0.06)以内であった。	0.006	0.006			運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.022	0.027			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.027	0.031			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.048	0.040			運営協定基準(0.20)以内であった。	0.049	0.047			運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012	0.0070			運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0092	0.011			運営協定基準(0.6)以内であった。

## No.3 天神社内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.003	0.002			運営協定基準(0.1)以内であった。	0.003	0.002			運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.2	0.2			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.3			運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.007	0.006			運営協定基準(0.06)以内であった。	0.006	0.005			運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.026	0.038			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.024	0.026			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.047	0.048			運営協定基準(0.20)以内であった。	0.040	0.042			運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.010	0.0096			運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0070	0.012			運営協定基準(0.6)以内であった。

## No.5 埼玉県小川げんきプラザ内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.006	0.006			運営協定基準(0.1)以内であった。	0.003	0.002			運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.3			運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.008	0.006			運営協定基準(0.06)以内であった。	0.006	0.005			運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.028	0.033			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.026	0.028			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.095	0.048			運営協定基準(0.20)以内であった。	0.046	0.067			運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.036	0.017			運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0090	0.012			運営協定基準(0.6)以内であった。

## No.7 平倉住宅脇

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.001			運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.002	0.002			運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3			運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.006	0.005			運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.022	0.033			運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.037	0.046			運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0077	0.011			運営協定基準(0.6)以内であった。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

別表 2

## 化学物質

測定(採取)期間

アスベスト 平成27年7月15日(水)～17日(金)

その他 平成27年7月16日(木)～17日(金)

測定項目	単位	結果							測定結果について
		オリエンタル火工(株)所有地前	蔵田地区内	天神社内	深田地区内	小川げんきプラザ内	五之坪集落農業センター	平倉住宅脇	
ホルムアルデヒド	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	3.6	1.0	0.8未満	0.8	4.7	3.3	1.4	環境基準はないが、工場等の敷地境界線上での基準(21)以内であった。 比較した基準:埼玉県生活環境保全条例に基づく有害大気汚染物質に係る規制基準
シアノ類	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	30未満	環境基準はないが、工場等における作業環境の基準( $3\text{ ppm} \doteq 3500 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ )以内であった。 比較した基準:労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準(シアノ化水素)
水銀	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.0018	0.0022	0.0017	0.0019	0.0020	0.0018	0.0020	環境基準はないが、環境における指針値(0.04)以内であった。 比較した基準:国が定めた環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値(指針値)
アスベスト (総纖維数濃度)	本/ $\ell$	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	環境基準はないが、工場等の敷地境界線上での基準(10)以内であった。 比較した基準:大気汚染防止法に係る規制基準 ※値は測定期間中の最大値
イソシアネート類	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	環境基準はないが、工場等における作業環境の基準( $0.005\text{ ppm} \doteq 35 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ )以内であった。 比較した基準:労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準(トリレンジイソシアネート)
アクリロニトリル	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	環境基準はないが、環境における指針値(2)以内であった。 比較した基準:国が定めた環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値(指針値)

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
水質(防災調節池)

測定(採水)期日

第1回 平成27年5月19日(火)

第2回 平成27年7月8日(水)

第3回

第4回

## 採水場所:防災調節池の中央付近

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
1 水素イオン濃度		8.4	7.2			あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(6.5～8.5)の範囲内であった。
2 生物化学的酸素要求量		1.9	1.5			あてはめる環境基準はないが排水基準(25)以内であった。
3 化学的酸素要求量		5.7	6.2			基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
4 浮遊物質量		4.5	4.4			あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	0.5未満	0.5未満			—
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l	0.5未満	0.5未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(5)以内であった。
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	2.5未満	2.5未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(30)以内であった。
8 フェノール類含有量	mg/l	0.005未満	0.005未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
9 銅含有量	mg/l	0.01未満	0.01未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(3)以内であった。
10 亜鉛含有量	mg/l	0.003未満	0.017			環境基準(0.03)以内であった。
11 鉄含有量	mg/l	0.11	0.26			基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
12 溶解性鉄含有量	mg/l	0.10未満	0.10未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
13 マンガン含有量	mg/l	0.23	0.26			基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
14 溶解性マンガン含有量	mg/l	0.01未満	0.08			あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
15 クロム含有量	mg/l	0.10未満	0.10未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(2)以内であった。
16 ふつ素含有量	mg/l	0.13	0.08			環境基準(0.8)以内であった。
17 大腸菌群数	個/ml	30未満	30未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(3000)以内であった。
18 硝素含有量	mg/l	0.55	1.10			あてはめる環境基準はないが排水基準(120)以内であった。
19 りん含有量	mg/l	0.024	0.024			あてはめる環境基準はないが排水基準(16)以内であった。
20 加水分解物及びその化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満			環境基準(0.003)以内であった。
21 シアン化合物	mg/l	不検出	0.05未満			環境基準(検出されない)以内であった。
22 有機りん化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
23 鉛及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001未満			環境基準(0.01)以内であった。
24 六価鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満			環境基準(0.05)以内であった。
25 ひ素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001未満			環境基準(0.01)以内であった。
26 水銀及びアルキル水銀その他の化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満			環境基準(0.0005)以内であった。
27 アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出			環境基準(検出されない)以内であった。
28 ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	不検出			環境基準(検出されない)以内であった。
29 トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001未満			環境基準(0.03)以内であった。
30 テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001未満			環境基準(0.01)以内であった。
31 ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002未満			環境基準(0.02)以内であった。
32 四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002未満			環境基準(0.002)以内であった。
33 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004未満			環境基準(0.004)以内であった。
34 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満			環境基準(0.1)以内であった。
35 1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004未満			環境基準(0.04)以内であった。
36 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.10未満	0.10未満			環境基準(1)以内であった。
37 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006未満			環境基準(0.006)以内であった。
38 1,1,1,2-テトラクロロエタン	mg/l	0.0002未満	0.0002未満			環境基準(0.002)以内であった。
39 チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006未満			環境基準(0.006)以内であった。
40 シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003未満			環境基準(0.003)以内であった。
41 チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002未満			環境基準(0.02)以内であった。
42 ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001未満			環境基準(0.01)以内であった。
43 セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001未満			環境基準(0.01)以内であった。
44 ほう素及びその化合物	mg/l	0.03	0.02			環境基準(1)以内であった。
45 1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.005未満			河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
46 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	0.17	0.10未満			あてはめる環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
47 溶存酸素量	mg/l	11	7			あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(7.5)以上であった。
48 クロロフィルa	μg/l	12	7			
49 透視度	度	50以上	50以上			
参考	水温	℃	22.3	25.9		
	水色		無色	無色		

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

## 水質(防災調節池に流入する雨水)

## 測定(採水)日

第1回 平成27年5月19日(火)

第2回 平成27年7月8日(水)

第3回

第4回

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満			河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	0.05未満			河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機燐化合物		0.01未満	0.01未満			河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.003	0.001			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価鉻及びその化合物		0.01未満	0.01未満			河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001	0.004			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満			河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出			河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出			河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満			河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満			河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満			河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満			河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満			河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満			河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満			河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロパン		0.0002未満	0.0002未満			河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満			河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満			河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満			河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふつ素及びその化合物		0.08	0.10			河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.03	0.16			河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		7.5	3.3			環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満			河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質量		-	3.3			河川水等に適用される環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	0.16			河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。

※29, 30は、7月15日に採水。

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

水質(13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水)

## 測定(採水)日

第1回 平成27年5月19日(火)

第2回 平成27年7月8日(水)

第3回

第4回

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満			河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	0.05未満			河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機燐化合物		0.01未満	0.01未満			河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.001	0.004			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価鉻及びその化合物		0.01未満	0.01未満			河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001	0.002			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満			河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出			河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出			河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満			河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満			河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満			河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.01未満	0.01未満			河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満			河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満			河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満			河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロパン		0.0002未満	0.0002未満			河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満			河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満			河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満			河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.001未満	0.001未満			河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふつ素及びその化合物		0.06	0.03			河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.02	0.15			河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		2.4	0.46			環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満			河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質量		-	2.6			河川水等に適用される環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	0.077			河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。

※29,30は、7月15日に採水。

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
悪臭(第2回)

別表 6

測定(採取)日

平成27年8月27日(木)

測定項目	単位	運営協定基準	結果				測定結果について
			オリエンタル火工(株)所有地前	蔵田地区内	深田地区内	五之坪集落農業センター	
アンモニア	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
メチルメルカプタン	ppm	—	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	参考値(特に異常なし)
硫化水素	ppm	—	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	参考値(特に異常なし)
硫化メチル	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
二硫化メチル	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
トリメチルアミン	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
アセトアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値(特に異常なし)
プロピオンアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値(特に異常なし)
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値(特に異常なし)
イソブチルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値(特に異常なし)
ノルマルバニルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値(特に異常なし)
イソバニルアルデヒド	ppm	—	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	参考値(特に異常なし)
イソブタノール	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
酢酸エチル	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
メチルイソブチルケトン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
トルエン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
スチレン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
キシレン	ppm	—	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	参考値(特に異常なし)
プロピオン酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
ノルマル酪酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
ノルマル吉草酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
イソ吉草酸	ppm	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	参考値(特に異常なし)
臭気濃度	—		10未満	10未満	10未満	10未満	参考値(特に異常なし)
臭気指数	15		10未満	10未満	10未満	10未満	全地点で運営協定基準(15)以内であった。

※「未満」、「以下」とは、測定できる限界を下回っているということです。